

令和元年5月31日
四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課

社会保険加入に積極的に取り組む愛媛県内の建設企業等を対象とした
『愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議』の開催

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組とするため、社会保険の加入に積極的に取り組む愛媛県内の建設企業等を対象とした「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」を以下のとおり開催します。

1. 開催日時

令和元年7月1日（月） 13：30～14：00

2. 開催場所

愛媛県総合社会福社会館（愛媛県松山市持田町三丁目8-15）

3. 内 容

- ・建設企業による取組事例の紹介
- ・建設企業が守るべき行動基準の採択

4. 対象者

- ・愛媛県内に拠点を置く建設企業
 - ・愛媛県内での施工実績を有する建設企業
- ※法人、個人事業主は問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

5. 参加申込

事前申込制となりますので、別紙「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、令和元年6月24日（月）17時までに、FAXにてお申し込みください。
※参加申し込みが多数の場合、会場等の都合上、先着順で参加人数を調整させていただきますので、予めご了承ください。

6. その他

会議当日、同会場で「建設キャリアアップシステム説明会」（14時15分～16時15分）についても開催いたします。
参加を希望される場合は、別添の「参加申込書」にて併せてお申し込みください。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課長 橋本 貴央

建設専門官 四宮 幸一

T E L : 087-811-8314（内線6121、6144）

「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」について

～この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非ご参加ください。～

目 的

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築を目的に、平成24年度より、建設業界と行政が一体となって取り組んできた建設業における社会保険加入対策については、社会保険への加入率が上昇する等、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の更なる徹底を図っていくためには、より地域に根ざした取組としていくことが重要です。このため、小規模事業者も含めた地域レベルでの取組への理解を広げ、更なる加入促進につなげることを目的として、本会議を開催するものです。

※ 本会議の設置は、行政・建設業団体等で構成される「第2回建設業社会保険推進連絡協議会」(H30.1.15)において、社会保険対策の今後の取組の方向性の一つとして、「社会保険加入推進地域会議」を全国展開することとされており、四国管内では、香川県(平成30年3月1日開催)、高知県(平成30年9月18日開催)、徳島県(平成30年12月10日開催)に続いて、4県目の開催となります。

内 容

- ・建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- ・社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

※ 一定の適正な受注環境のもとでの営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋がることが期待されます。

なお、『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、四国地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- ・愛媛県内に拠点を置く建設企業
 - ・愛媛県内での施工実績を有する建設企業
- ※法人、個人事業主は問いません。また、建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

愛媛県、(一社)愛媛県建設業協会、愛媛県建設産業団体連合会、
(一社)日本建設業連合会四国支部、建設産業専門団体四国地区連合会、
四国地方整備局

○事務局 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宛先：国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課宛
(F A X 番号・ 0 8 7 - 8 1 1 - 8 4 1 4)

『愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議』
『建設キャリアアップシステム説明会』
参加申込書

(フリガナ) 会社名				
所在地	〒			
参加者	役 職	氏 名	愛媛県建設業 社会保険加入 推進地域会議	建設キャリア アップシステ ム説明会
連絡先	T E L : F A X :			

- ・「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」(13:30~14:00)、「建設キャリアアップシステム説明会」(14:15~16:15)に参加される方は、上記「参加者」欄に出欠の有無を記載ください。
- ・参加申し込みが多数の場合、会場等の都合上、先着順で参加人数を調整させて頂く場合がありますので、予めご了承ください。
- ・会場の都合上、各会社・団体2名までのご参加とさせていただきます。
※2名以上の参加を希望される場合は、下記問い合わせまでご相談願います。
- ・**駐車場はございませんので、周辺有料駐車場のご利用や、公共交通機関でのご来場をお願いします。**
- ・ご記入いただいた個人情報、本業務以外の目的に使用することはございません。
- ・当日は、本参加申込書（FAXした申込書）をご持参の上、受付にて提示してください。

○問い合わせ先

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

T E L : 0 8 7 - 8 1 1 - 8 3 1 4 (直通)

担 当 : 七條、牛野 (内線 6 1 4 8、6 1 4 5)

【会場案内図】

〒790-8553
愛媛県総合社会福祉会館
(愛媛県松山市持田町三丁目8-15)
TEL:089(921)5070



- ◆ JR松山駅から伊予鉄市内電車<道後温泉行>で20分。
「南町県民文化会館前」で下車して徒歩3分。
- ◆ 伊予鉄松山市駅から伊予鉄市内電車<道後温泉行>で15分。
「南町県民文化会館前」で下車して徒歩3分。

※ 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。